

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議 議事概要

日 時：平成26年8月29日（金）9：00～9：30

場 所：官邸3階南会議室

出席者：世耕内閣官房副長官、岡田内閣府副大臣、関口総務副大臣、奥野法務副大臣、西川文部科学副大臣、土屋厚生労働副大臣、金高警察庁次長

○世耕内閣官房副長官より挨拶

- ・ 児童虐待については、児童相談所における相談の対応件数が年々増加し、昨年度は7万件を上回り、これまでで最多となっている。
- ・ また、中には死亡に至る重篤な事例が発生するなど深刻な状況となっている。
- ・ 政府としては、これまでも児童虐待防止法を所管する厚生労働省を中心に児童虐待防止対策を講じてきたところであるが、このような深刻な現状を踏まえ、厚生労働省のみならず政府全体として関係省庁が連携して効果的な児童虐待防止対策を講じる必要があり、私を議長として副大臣等会議を設置した。
- ・ 本会議では、あわせて児童虐待につながる可能性のある、市町村に住民票がありながら乳幼児健康診査等に係る連絡がとれない、居住実態が把握できない児童についてもその把握の方策についても対策を検討していきたいと考えている。
- ・ 以上の問題意識に立って本日は児童虐待防止対策に係る省庁の施策の状況を認識するためのいわばキックオフとして開催させていただいたが、当会議の議論を通じて政府一体となって効果的な児童虐待防止対策を打ち出していきたい。

○土屋厚生労働副大臣より児童虐待の動向（資料3P1～3）について説明

- ・ 全国207か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は年々増加しており、平成25年度では速報値で7万3,765件と、これまでで最多となっている。
- ・ この増加の背景としては、児童虐待に関する広報・啓発に取り組んできたことにより、地域の虐待に関する意識が高まっていることもあると考えられるが、いずれにしても、これだけの件数が報告されていることは大変重く受け止めているところ。

- ・ 児童相談所に対応した虐待相談の詳細については、まず、虐待相談の相談経路は、近隣住民や知人、警察等からの相談が多く、全体の半数近くを占めている。
- ・ 次に、虐待相談の内容については、身体的虐待が最も多いものの、近年、心理的虐待も多くなっている。
- ・ また、主たる虐待者については、例年、実母が最も多く、全体の6割を占めている状況。
- ・ 最後に、虐待を受けた子どもの年齢としては、特に、「0歳から3歳未満」と「3歳から学齢前」を合わせた小学校入学前の児童が、合計で4割を超えている状況となっている。
- ・ 厚生労働省では、社会保障審議会児童部会において、毎年、児童虐待による死亡事例等の検証を実施しており、これらの検証結果の報告によると、
 - (1) 心中を除いた死亡事例では、0歳児の割合が約4割と高く、さらに、3歳児以下で約8割を占めていること。
 - (2) 虐待を行った加害者は実母が5割を超え、最も多くなっていること。
 - (3) 虐待を行っていた養育者が、地域から孤立していた場合は約4割となっていること。
 といった顕著な特徴が見られる。
- ・ 重篤な事例を防ぐためには、虐待のリスクについて妊娠期から着目すること、育児に関する知識の不足や育児そのものへの不安を解消するための取組を行うこと、関係機関の効果的な連携による支援を行うことが重要であると考えられる。

○土屋厚生労働副大臣より厚生労働省の現行の施策（資料3P4～8）について説明

- ・ 児童虐待の現状等を踏まえ、厚生労働省では、虐待の「発生の予防」、「早期発見・早期対応」、「子どもの保護・自立の支援、保護者支援」の3つに分け、施策を実施している。
- ・ まず、虐待の「発生の予防」に対しては、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象として保健師等が訪問し、育児に関する不安や悩みを聞く「乳児家庭全戸訪問事業」や、地域において子育て中の親子が気軽に集まって交流し、相談もできる「地域子育て支援拠点事業」などの子育て支援事業の普及・推進により、悩みを抱え込まない、相談しやすい体制づくりに努めている。
- ・ その他、虐待の防止意識を社会的に高める啓発活動として、ポスターやリーフレットなどの配布や、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、

標語の公募や、全国フォーラムを開催している。

- ・ 「早期発見・早期対応」については、虐待に関する通告の徹底を図るため、児童相談所全国共通ダイヤルの周知を図るとともに、相談窓口となる児童相談所の体制強化に努めている。
- ・ また、市町村における医療、福祉、教育、警察等の関係機関のネットワークである要保護児童対策地域協議会の強化や、児童相談所や市町村などの虐待対応担当職員の専門性を図るための研修を実施するなどしている。
- ・ 「子どもの保護・自立の支援、保護者支援」については、累次の改正により、児童の安全確保のための児童相談所の権限強化や親権停止制度が創設された。
- ・ また、一時保護所に教員OB等を配置し、保護された児童の学習支援の実施や、親子再統合に向けた保護者への支援として、精神科医の協力の下での、カウンセリングの実施等に取り組んでいる。
- ・ 居住実態が把握できない児童の調査については、本年4月に、5月1日時点で住民票があるが乳幼児健康診査等の保健や福祉サービスに関する電話や家庭訪問等による連絡が取れないため、市町村が居住実態の確認が必要であると判断した家庭の児童について、市町村による所在把握のための取組状況等に関する調査を行っているところ。
- ・ さらに、その後の市町村の調査の状況等について把握するため、8月1日時点の居住実態が把握できない児童数の調査を再度実施している。
- ・ 調査結果については、詳細等を把握の上、取りまとめ次第、ご報告する。

○西川文部科学副大臣より文部科学省の現行の施策（資料4）について説明

- ・ 児童虐待への対応は、文部科学省としても緊急に取り組むべき重要な課題であり、学校、教育委員会、家庭、地域が一体となった施策を関係省庁と連携しつつ、しっかりと推進していく。
- ・ 健康診断における早期発見や教職員研修の充実の留意点などについて周知し、学校、教育委員会において適切な対応を図るよう促してきたが、さらにその徹底を図っていきたい。
- ・ 今後の取組として、外部の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実も図っていく。具体的には平成27年度においては、必要な全ての学校に対し、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの配置を促進し、各自治体の実態や要望等を踏まえながら、虐待という観点からも、大幅な拡充に努めていきたい。
- ・ 発生予防の観点から家庭教育支援チームや家庭教育支援員による相談対応や学習機会の提供といった、保護者に対する家庭教育支援の充実にも努め

ていく。

- ・ 居所不明児童生徒の把握についても、学校等からの情報提供により教育委員会が、居所不明の学齢児童生徒を把握した場合には、住民基本台帳担当や児童福祉関係機関と情報共有・連携を図るべきことや、海外にいる可能性が高い場合には東京入国管理局への照会を行うべきことなど、各行政機関が相互に連携し対応するよう求める通知を発出し、各種会議でも重ねて周知徹底を図っている。

○金高警察庁次長より警察庁の現行の施策（資料5）について説明

- ・ 児童虐待の検挙状況等については、
 - （1）警察から児童相談所への通告数は、年々、増加し、平成25年は、21,603人で過去最多となっている。
 - （2）この2年間で倍増の状況であり、特に心理的虐待が大幅増で、全体の6割を占めている。
- ・ また、児童虐待事件の検挙については、平成24年に検挙件数472件、被害児童数476人で、統計を取り始めた平成11年以降最多となり、平成25年も、ほぼ同数であり、身体的虐待が7割を占めている。
- ・ なお、死亡児童数は過去最少であるが、平成24年以降、通告、検挙が大幅に増しているように、早期介入が増加していることが背景にあるのではないかと見ている。
- ・ 警察における対応の基本については、
 - ①安全の確認と安全の確保
 - ②早期保護に向けた関係機関との連携の強化
 - ③厳正な捜査と被害児童の支援等の4本柱を基本に、児童虐待の早期発見と被害児童の早期救出・保護の推進に努めている。
- ・ 具体的取組については、
 - （1）児童相談所との連携強化として、児童相談所における研修への協力、人事交流の推進として、警察官、OBの派遣等を進めている。
 - （2）警察における対応力の強化として、ストーカー、DVとともに警察本部が危険性、緊急性を判断の上、指導、応援するという「人身安全関連事案」としての体制確立など、所要の対策の推進に努めている。
- ・ 「居住実態が把握できない児童」への対応については、こうした児童の中には、何らかの事件に巻き込まれている場合もあるため、市町村から情報提供を受ける個別のケースにつき、事件性・危険性が高いと認められる場合には、初期段階から警察本部が確実に関与して調査を行うなど適切に対

処することとしている。

- ・ 関係機関との連携を一層強化し、今後とも、児童虐待の対応に最大限努力していく。

○奥野法務副大臣より法務省の現行の施策（資料6）について説明

- ・ 法務省では、全国の法務局において、人権相談所を開設し、児童虐待を含む、あらゆる人権問題について相談に応じている。
- ・ 「子どもの人権110番」は、専用相談電話を設置し、人権擁護委員と法務局職員が対応している。「子どもの人権SOSミニレター」は、子どもから、自分の名前を書いたうえで虐待や相談について書いて法務局に送ってもらうようにしたもの。学校を通じて配布していることから全小中学生に行き渡っている。「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」は、パソコン、携帯電話のいずれからでも、24時間365日、相談を受け付けている。
- ・ 法務省では、児童虐待などの情報をいち早く把握している。そして、人権侵害の疑いのある事案については、調査を行い、児童相談所や学校と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。
- ・ 新たに調査を開始した人権侵害事件数は、ここ5年において2万件以上で推移している。このうち、児童虐待事件については、平成25年は911件で、過去最高の件数となっている。
- ・ このほか、法務省では、21世紀の社会を担う子どもたちの人権を守るため、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な取組を実施している。
- ・ その一環として、児童虐待防止をテーマとした人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ児童虐待」を作成し、法務局において貸し出ししているほか、YouTube 法務省チャンネルに配信している。

○関口総務副大臣より総務省の現行の施策（資料7）について説明

- ・ 児童の居所不明や虐待の事実を把握した場合には、その情報を各市区町村の庁内や関係機関等で共有することが重要。
- ・ 総務省では、各市区町村の住民基本台帳担当部局に対し、福祉・教育等の関係部局との間で密接な連携を図るよう、平成22年8月に通知をしている。
- ・ 自治体内では各部局で児童に係る各種行政サービスの利用状況等の情報を保有している。
- ・ 虐待により児童が一部の行政サービス（検診や予防注射など）を受けていないような場合には、この各部局の保有情報に反映されると考えられる。

- ・このような場合に、例えばマイナンバーを活用すれば、児童虐待担当部署は、各部署の保有情報を検索することができるようになる。ただし自治体において条例整備が必要となる。
- ・検索の結果、例えば、当該児童に係る検診の受診状況、就学状況、家庭の居住状況などを把握することができるので、これにより、児童虐待の実態を早期に捉えることも可能となるのではないかと考える。
- ・居所不明児童がいる場合には、いろいろな手がかりを基に、当該児童やその親等の現在の居所を探すことになる。
- ・住民基本台帳情報には、世帯、戸籍、従前の住所、転出先住所などが含まれている。
- ・居所不明児童やその親等に係るこうした情報を所在確認の手がかりとして活用することが有効ではないかと考える。

○岡田内閣府副大臣より内閣府の現状の施策（資料8）について説明

- ・内閣府は、「子ども・若者育成支援推進法」や「少子化社会対策基本法」に基づく大綱に沿って、児童虐待防止対策を含めた子ども・若者育成支援施策等を総合的に推進している。
- ・このうち、子ども・若者育成支援施策の推進に資するため、内閣府では毎年11月に「子ども・若者育成支援強調月間」を実施しているが、その中では児童虐待の予防と対応を重点事項の一つとして啓発活動に取り組んでいる。
- ・また、同月間と時期を一にして実施される「児童虐待防止推進月間」も厚生労働省とともに主唱し、児童虐待防止に対する啓発を促進している。

○構成員からの意見

（土屋厚生労働副大臣）

- ・厚生労働省としては、次の5つの観点から、各種取組を推進していきたいと考えている。
 - （1）妊娠期から虐待リスクが発生している状況に着目した「妊娠期からの切れ目のない支援の実施」。
 - （2）虐待の深刻化を防ぐため、「初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化」に取り組む。
 - （3）関係機関が情報を共有し、連携して対応できるよう「要保護児童対策地域協議会の機能強化」を図っていく。
 - （4）「児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応で

きる体制強化」づくりに努める。

(5)「緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施」を通して、虐待を受けている児童の迅速かつ適切な保護ができるよう取り組む。

- ・ 先進的な自治体の例も全国に広めていく。
- ・ 児童虐待対策においては、従来から関係省庁のご協力を頂きながら進めてきたところだが、こうした取組について、引き続き、関係省庁のご協力をお願いしたい。

(奥野法務副大臣)

- ・ 小学生になるまでの児童の虐待を防止するためには養育者の指導が大事だが、特に子育てに負けてしまう養育者ができることをどう押さえるかが鍵だと思う。

(西川文部科学副大臣)

- ・ 若い親だけで問題を抱えているケースも多いと思うので地域の中高年の方のパワーを生かすことや、虐待をしていることは分かっているが拒否された場合の強制性を確保していくことが大事。

(関口総務副大臣)

- ・ 各省庁で連携して取り組んでいくことが大事。

(奥野法務副大臣)

- ・ 地方の老人パワーを使うことが大事だが、若者の方が親から離れていく事実があるので、三世代で住むことについてキャンペーンを張るとよい。

(世耕内閣官房副長官)

- ・ まち・ひと・しごと創生に関する有識者懇談会の中でも同様の意見が出た。日本一出生率の高い鹿児島伊仙町の事例では、母親にアンケート調査をすると近所に親がいてくれるのが安心だ、地域が見守ってくれるから安心だという声が聞かれたとのことで、地方創生の文脈の一つでも考えていかなければならないと思う。

(西川文部科学副大臣)

- ・ 養育機能の低下による深刻な事例は大都市部を中心に起こると思うので、都市部でも疑似三世代同居といったものを作るとよい。
- ・ 主婦が子育てしながらグループを作り、学校を訪問し、子どもを近くで見

たことがない子ども達に赤ちゃんを触らせたり遊ばせたりしている例もあるので、色々工夫をして、この会議で具体的なことを何か出したいと思う。

(岡田内閣府副大臣)

- ・ 内閣府としては三世代同居・近居に係る税制上の軽減措置の創設を要望しており、是非お願いしたい。

○世耕内閣官房副長官より対応方針について御発言

- ・ 今日の議論を踏まえ、
 1. 厚生労働省を中心に、実効的な児童虐待防止対策の構築に向けた検討に着手するとともに、児童虐待防止対策について関係省庁が連携して対策を強化すること。
 2. 居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努めること。
 3. 年内を目途に一定のとりまとめを行うこと。といった対応方針とすることとしたい。
- ・ 子どもの情報を切れ目なく管理し、できるだけ子どもの情報を関係者で共有し、目で子どもの状況を確認する、というところまで迅速に対応することが重要。
- ・ 今後、関係省庁で緊密に連携し、スピード感を持って現状の分析と効果的な児童虐待防止対策について具体的検討を進め、できるだけ早い時期に施策を持ち合って再び本会議を開催したい。
- ・ 年内を目途に一定のとりまとめを行いたいので協力をお願いしたい。

以上